第1節

保険会社における会計と内部統制

本章では、保険会社における主要な業務プロセスごとに、業務プロセスの流れに沿った形で会計処理やリスクとコントロールについて説明する。また、保険会社の財務諸表はその様式が保険業法施行規則により定められた特殊な様式であることから、その概要についても説明する。

1

保険会社における主要な業務プロセス

第1章にも記載されているとおり、保険会社の業務は保険契約者から保険料を収受し、有価証券等の運用資産で運用を行い、保険金や事業費等の支払いに充当していく、という流れになる。そこで本章では、保険会社における主要な業務プロセスとして、保険料計上プロセス、保険金計上プロセス、有価証券購入/売却プロセス、事業費計上プロセスについて次節以降で詳細に説明する。ただし、保険料計上プロセスと保険金計上プロセスについては、生命保険会社と損害保険会社とでは業務フローが異なるため、生命保険会社と損害保険会社それぞれについて業務プロセスを記載している。有価証券購入/売却プロセスおよび事業費計上プロセスについては、生命保険会社と損害保険会社とではそれほど大きな違いはないと考えられるため、特に区分することなく記載している。

保険会社では、一般事業会社の売上に相当する保険料がまず入金さ

第2章 会計と内部統制

れ、一般事業会社の売上原価に相当する保険金等の支払いは事後的に発生することになる。また、大数の法則により多数の保険契約者から収受した保険料により保険金等の支払いを行っていることから、保険契約単位で考えると一般事業会社のように商品/製品単位で売上と売上原価とが必ずしも対応するものではない。しかし、会計上は費用と収益とを対応させて会社の決算書を作成する必要があることから、原則として現金主義により計上される保険料/保険金を適切な会計期間に帰属させる必要がある。保険会社では、保険業法により積み立てることを義務づけられている責任準備金や支払備金といった保険契約準備金の計算を行うことで、発生主義による損益計算書の作成が可能となっている。つまり、保険契約準備金は保険会社の決算において最も重要な勘定科目と考えられるため、本章では保険契約準備金の決算処理の概要についても記載し、保険契約準備金の概要について第3章で後述する。

2

保険会社におけるその他の業務プロセス

保険会社では、上記の主要な業務プロセス以外にも、保険会社固有の プロセスがあるが、ここではその概要のみを記載する。

(1) 再保険取引

保険会社では、他の保険会社と再保険契約を締結することにより、自社が引き受けた保険契約リスクの一部または全部を他の保険会社に移転したり(出再保険)、他の保険会社が引き受けた保険契約リスクの一部または全部を自社が引き受けたり(受再保険)しており、これらの取引を総称して再保険取引といわれている。再保険取引を行うことで、保険会社はさまざまなリスクを分散することが可能となる。保険は大数の法則に基づくものではあるが、特定のリスクが集積した場合に、そのリスクが顕在化してしまうことで想定以上の損失を被ることとなってしま

い、安定的な経営が成り立たなくなるおそれがある。特定の地域に保険 契約が集中している場合に、その地域の保険金を発生させるような事象 (例えば、台風や地震といった自然災害による生命保険契約者の死亡・ 火災保険対象家屋の損壊)が発生してしまうと、一時に多額の保険金が 発生することになり、最悪の場合には保険会社が破綻してしまうおそれ がある。そのような場合には、特定の地域の保険契約を他の保険会社に 出再するとともに、他の地域の保険契約を他の保険会社から受再するこ とで、地域的なリスクが分散され、一時に多額の保険金が発生する可能 性を低減させることができるのである。

再保険取引にはさまざまなタイプがある。特定の条件について個別に 再保険契約を締結する任意再保険や、引き受けた契約の一定割合を出再 する比例再保険、特定の事象が発生したときに会社として許容できる保 険金支払額を超える部分のリスクを移転する超過損害額再保険等であ る。保険会社はさまざまなタイプの再保険契約について、リスクの分散 と会社の利益極大化という目的のため、高度なリスク管理により最適な 組合せを設定している。

再保険取引の会計処理は、さまざまな再保険契約に対応する形で処理しなければならないことから、業務プロセス自体は複雑であるといえる。しかし、最終的な会計処理は、リスクを会社外部に移転する出再保険取引はリスクを引き受ける元受保険取引や受再保険取引とは逆符号になると理解していれば問題はない。すなわち、リスクを引き受ける場合には、契約者(または他の保険会社)から保険料を受け取るため収益となるが、リスクを外部に移転する場合には、他の保険会社に保険料を支払うため費用(または収益のマイナス)となる。財務諸表上の表示については、生命保険会社と損害保険会社とで異なるが、ディスクロージャー誌等で情報は開示されているため、再保険に関する情報を分析することで、各社のリスクに対する考え方がわかるかもしれない。

第 2 節

生命保険会社における保険料計上プロセス

1

プロセスの概要

(1) 収益認識の基本的な考え方

生命保険契約の収益認識の基本的な考え方は、引き受けた保険リスクの解放に応じて収益を認識するというものである。具体的には、期中において保険料および保険金等を現金主義にて処理し、期末に保険数理に基づき計算した責任準備金を計上することにより、発生主義に修正している(詳細については第3章参照)。

仕訳を示すと以下のとおりとなる。

① 保険料

申込者から受領した初回保険料相当額は仮受金としていったん記帳 し、医的診査等を経て保険契約の引受けが決定したのち、仮受金から 保険料に全額振り替られる(引き受けられなかった保険料相当額は返 金される)。

2回目以降の保険料についてもいったん仮受金に計上し、個別契約 内容との一致が確認されたのち、仮受金から保険料に振り替られる。

また、保険料はその対象期間にかかわらず上記のとおり処理される。すなわち、10年分の保険料を一括して収受した場合であっても前受金として計上せずに全額が当期の保険料として処理される。

第2章 会計と内部統制

なお、期末において未収保険料は原則として計上しない。これは、 通常、契約者は任意に保険契約を解約可能であり、保険会社は保険料 の支払を強制できないためである。

【保険料の仕訳例】

1	新規申込者から月払保険契約	りの保険料	半とし	て2,000の入金があった。	
	(借) 現金預金	2,000	(貸)	仮受金	2,000
2	申込者から告知書を受領し、	保険料に振り替えた。			
Ш	(借) 仮受金	2,000	(貸)	保険料	2,000
3	翌月において、2回目保険料2,000の入金があった。				
Ш	(借) 現金預金	2,000	(貸)	仮受金	2,000
Ш	仮受金	2,000		保険料	2,000

② 保険金等

保険金や解約返戻金は支払時に全額費用処理される。

したがって、10年分の保険料を一括して収受したのち、即時に契約者からの解約請求に基づき解約返戻金を支払った場合であっても全額が当期の保険金等として処理される(詳細については第3節参照)。

③ 支払備金

保険会社は契約者等から保険金等の支払請求を受けると支払いの可否を判断したのち、支払処理を行う。請求を受けたものの、期末日時点においていまだ支払いが行われていない保険金等は支払備金として負債に計上される。期末に支払備金として処理された保険契約であっても、翌期に支払われる時には保険金等として処理される。支払備金は翌期末に洗替処理される(詳細については第3章参照)。

④ 責任準備金

保険料と保険金等は現金主義にて会計処理されるため、期末に保険 数理に基づいて計算された責任準備金を計上することにより、損益を 引き受けた保険リスクの解放に応じて認識されるように修正する。責 任準備金は翌期末日に洗替処理される(詳細については第3章参照)。

(2) 保険料計トプロセスの概要

① プロセスの分類

保険料計上プロセスは以下に示すような観点からサブプロセスに分類される。

a 契約段階による分類

保険料計上プロセスは契約段階、すなわち保険契約締結時に入金される初回保険料に係るサブプロセスと、分割払いとして保険契約締結後に入金される2回目以降保険料に係るサブプロセスに分類される。

初回保険料の計上に係る業務と2回目以降保険料の計上に係る業務は大きく異なる。初回保険料は、保険の募集、契約内容の登録、医的診査、引受判断等の業務が行われたのち計上される。一方、2回目以降保険料は、契約締結時にシステム登録された情報に基づき請求し、入金情報が更新されたのち保険料として計上されるが、これらの業務は契約内容の変更、保険約款に基づく貸付等の業務と関連している。そのため、組織編成上も初回保険料の担当部門と2回目以降保険料の担当部門は分離され、前者は「契約部」「契約審査部」等の部門が、後者は「契約サービス部」「契約管理部」といった部門が業務を所管することが多い。

b 払込経路による分類

保険料計上プロセスは以下のような払込経路によってもサブプロセスに分類される。